第2章 自然と共にさわやかに暮らせる自立したまちづくり

第1節 消防

現状と課題

本町の消防体制は、昭和51年度に設置された西部広域行政管理組合で組織する常備消防(江府消防署)を中核として、町単位の非常備消防(江府町消防団)を配置、さらに集落単位に自衛消防隊が編成されており、それぞれが不離一体となり消防及び水防任務にあたっている。

本町は各集落単位に自衛消防隊を組織しているが、一部集落では、人口減少や高齢化により編成できない状態となっており、又、通勤就労者の占める割合が高くなっているため、日中の災害に対し、初動体制がとれないといった状況が生まれている。

水利面では、地形的に河川からの取水が困難な集落が多いため、計画的に防火水槽の 設置を行っている。

防災の主力となる江府町消防団は、技術向上の為、操法訓練に励んでおり、平成22年に は江府町消防団として2度目の全国消防操法大会の優勝を飾り、高い技術により町民の安 心と安全に貢献している。

救急時の出動については西部広域行政管理組合消防局江府消防署に配備してある救急 車によって行われており、その出動回数は年々増加傾向にある。

近年、建物構造の変化、石油製品などの危険物の増加など火災発生の潜在的危険性が高まっており、住民が安心して生活をする上で今後も消防の果たす役割は大きい。

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、消防団員の確保、施設の整備、防災のための 予防活動、災害弱者及び災害時要援護者へのケアを江府町地域防災計画に基づき推進す る。

施策の展開

1 消防体制の強化

広域常備消防と非常備消防の連携を密にし、消防体制の一層の強化充実に努める。 常備消防については、本町消防体制の中核としての機能が発揮できるよう整備、充実を 引き続き要望する。非常備公設消防については、福利厚生等の充実により団員確保に 努め、従来の訓練に加え夜間訓練や応急手当講習を取り入れるなど多様な消化活動に 対応できるよう資質の向上に努める。また、自衛消防隊のため資機材の整備、活動の 支援を行うとともに、女性消防隊の組織づくりに努める。

2 消防設備の整備

水道施設整備により消火栓の整備を計画的に行うほか、防火水槽や道路の整備を行う。

3 予防活動の推進

住民の防火意識の高揚を図るため火災予防運動など積極的に行い、職場、学校、 福祉施設、地域などで防火訓練を実施する。

また、消防法の改正により平成23年5月までに住宅用火災報知器設置が義務付けられたことにより、住宅用火災報知器設置の啓発と推進を図る。

消防団員数 4月1日現在

年度	本	部		1分	<u>च</u>			2 分[<u> </u>	計	
十反	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	分団長	副分団長	班長	団員	āl
平成 18 年度	1	1	1	1	4	16	1	1	4	19	49
平成 19 年度	1	1	1	1	4	16	1	1	4	19	49
平成 20 年度	1	1	1	1	4	13	1	1	4	19	46
平成 21 年度	1	1	1	1	4	14	1	1	4	19	47
平成 22 年度	1	1	1	1	4	14	1	1	4	19	47

消防施設 4月1日現在

年度	ポンプ車	軽トラック	指令車	小型ポンプ	防火水槽
平成 18 年度	2	1		23	60
平成 19 年度	2	1	1	23	60
平成 20 年度	2	1	1	23	60
平成 21 年度	2	1	1	23	60
平成 22 年度	2	1	1	23	60

火事出動回数 火災出動等資料

年度	火災		演習・	訓練	特別	警戒	その他		
平 反	出動回数	延人数	出動回数	延人数	出動回数	延人数	出動回数	延人数	
平成 18 年度	4	122	85	1,160	5	49	10	93	
平成 19 年度	2	30	100	1,168	1	21	4	34	
平成 20 年度	6	148	70	1,080	1	15	11	124	
平成 21 年度	3	59	85	1,027	2	17	12	201	

第2節 防災

現状と課題

土砂災害、風水害、雪害、地震災害等の災害はいつ何時発生するのかわからない。

また、大規模災害は、火災、家屋倒壊、土砂崩れ、交通機関やライフラインの寸断等さまざまな災害が同時に発生する。

本町は平成元年度に江府町防災行政無線を開設し、受信機の全戸配置、屋外無線塔の各地区配備により、火災、災害時等の情報伝達を行っている。また、平成17年度には江府町と県及び他市町村を結ぶ衛星通信による鳥取県防災行政無線が整備された。

しかしながら高齢化、過疎化により自主防災組織の見直しの必要があり、災害時要援護者 避難支援プラン、災害時要援護者利用施設避難計画を作成し、災害弱者支援体制の整備が 急務となっている。

基本方針

複雑多様化する各種災害に対処するため、江府町地域防災計画に基づき、情報の収集、連絡、避難、応急体制の確立を図る。また、災害時に迅速に対応するため、県、国の関係機関や消防署、民生委員、赤十字奉仕団などと連携体制の確立を図る。

施策の展開

1 自主防災組織の底上げ

地域で担う自主防災組織の役割は大きく、地域での危機管理の意識高揚と自主防災 組織の訓練を実施し、また、初期消火において重要な消火栓を増設して、高齢者や女性 の消火活動の負担を軽減する。

集落の実情に沿った自主防災組織の見直しを行ない、概ね全集落で組織の確立を図り、集落の防災マップを作成して要救護者の把握や、避難経路及び避難箇所を集落で 周知し、災害に備える。

2 地域防災計画の見直し

土砂災害警戒情報、災害時要援護者避難支援プランに対応するため、地域防災計画 の見直しを行う。

3 物資、資材の備蓄等

町内の災害や、町外の被災市町村の応援に迅速に対応することを目的として、飲料水等の生活必需品の備蓄を行う。また、県内市町村による連携備蓄により災害時に備える。

通信については、防災無線等連絡情報設備の充実を一層図る。

4 通信の整備

国民保護の観点から、J-ALERT(全国瞬時警報システム)及びEm-Net(緊急情報ネットワークシステム)の活用により有事の緊急情報を住民に瞬時に伝えるシステム

を整備する。

国策による、電波のデジタル化の流れに沿い、防災行政無線のデジタル化を図り、災害時通信システムの機能向上と効率化の為施設整備を行う。

また、緊急通信網の整備により在宅福祉サービスに努める。

第3節 交通安全対策

現状と課題

現在、本町のような中山間地域においては、自家用車は日常の移動手段として必需品となっており、複数台所有する家庭が一般的になっている。

近年、運転者の高齢化に伴い高齢者が関わる交通事故が増加している。これらの事故の多くは交差点などでの注意不足によって起こり、身体能力の低下によって引き起こされるといわれている。

また、幼児等のチャイルドシート着用率が低く、万が一に備える交通安全意識の改善が必要である。

基本方針

安全・円滑・快適な交通社会の実現を目指し、子どもや高齢者や身体障がい者などの交通 弱者が安心して生活できる交通社会を目指す。

さらに、地域に即した交通安全教育・講習・広報・啓発などを実施し、交通死亡事故ゼロの まちづくりを目指す。

施策の展開

1 交通安全施設等の整備

交通危険箇所等に交通安全施設を整備するとともに、既設の交通安全施設の点検等を行う。

2 交通安全啓発活動の推進

交通要所において啓発活動を実施し、住民全体の交通安全意識を高める。

3 交通安全に関する広報

広報誌や防災行政無線などを活用して交通安全広報に努める。

4 各種団体の連携

交通安全協会各支部や交通安全対策協議会や交通安全指導員連絡協議会など、各 交通安全団体間の連携を図り、より効果的な交通安全施策を実施する。

第4節 交通

現状と課題

小学校統合に伴い平成21年3月から町営バスの運行を開始した。路線数、便数とも以前の代替路線バスより増加し、JRとの接続も良くなり利便性の高い町内路線バスとなった。

しかし、これに伴い、町内タクシーはバスとの競合により、利用者が激減している。

国道路線バスにおいては、米子駅~日野病院間を生活交通路線維持補助金制度の適用 により運行しているが利用客は少ない。

町内路線、国道路線ともに、人口の減少と自家用車の普及等により利用者は減少し、路線 を維持していく補助負担額は増加傾向にある。

基本方針

路線バスは地域住民の日常生活に必要不可欠なものであり、町内・広域路線ともに、無駄を省きつつも経済性の追求だけに偏らず、住民のニーズに合った利便性の高い公共交通機関となるよう、今後も維持、改善していく必要がある。

施策の展開

地域公共交通会議を中心に、町民生活に根ざした路線バス運行の維持を図る。

また、車を運転できない町営バス路線外の地域の方や、身体的理由でバス利用のできない 方は、タクシー業者を頼る必要があり、町民全てが安心して地域で生活ができる事を目的に、 町内タクシー業者を支援する「高齢者日常生活交通確保支援事業」を継続実施する。

バス路線数、便数と利用数

国道路線

路線名	便 数	備考
根雨線	7 便	「米子駅」~「日野病院前」

町内路線(町営バス)

路線名	便 数	備考
下蚊屋線	7 便	
大河原線	7 便	
御机線	7 便	
俣野線	7 便	
柿原線	5 便	
下安井線	3 便	
貝田線	1 便	
年間利用者数 76,1	27人	

第5節 観 光

現状と課題

本町の観光圏域は、大山隠岐国立公園を中心に俣野ダム、下蚊屋ダム、笠良原を包含する地域である。観光施設としては、エバーランド奥大山、奥大山スキー場、休暇村奥大山、鏡ヶ成スキー場、笠良原周辺のサントリー天然水工場、ブルーベリー農園、カサラファーム等整備されている。とくに大山南壁の景観は、四季を問わず多くの観光客を誘客する魅力を持っている。宿泊施設としては、休暇村奥大山、カサラファーム等があり、特に江尾街内には3つの旅館がある。しかしながらいずれの施設も利用者が減少している。

観光は今、ゆとりや潤いのある生活を求める国民意識の高まりや、経済的・時間的に余裕のある中高年齢人口の増加に伴い、「癒し」「健康」「感動」を求める個人的な観光が増加している。また、インターネット情報や高速道路料金等の軽減化により、観光の形態も広域的交流や体験的観光の時代を迎えている。また、空港や港の国際化により環日本海の観光客が増加しており、外国人を迎える観光施策も必要となってきている。

今後は、自然・歴史・文化・景観・交流をキーワードに広域的な観光振興を図り、観光産業として確立する必要がある。

江府町内観光施設等利用者数

(単位:人)

年 別	年 別 17年		19年	20年	21年
宿泊者数	33,018	32,555	34,156	34,038	33,457
スキー場	55,227	46,257	42,982	69,849	74,919
休 憩 他	102,178	46,748	23,765	42,127	41,316
合 計	190,423	125,560	100,903	146,014	149,692

観光施設等利用者数は、平成17年までは17万人から20万人の間で推移していたが、平成18年を境に急激に減少し平成19年にはピーク時(平成8年24万6千人)の半分以下の利用者数となった。これはエバーランド奥大山の冬季期間限定営業の影響や、雪不足でスキー場が運営できなかったことなどがあげられる。近年は平成19年に奥大山ブルーベリーファーム、平成20年にはサントリー天然水工場が笠良原高原に建設され着実に利用者数を増加させている。こういった施設と連携し入込み客や年間利用者を増加させることが必要である。

基本方針

観光は、地域の「産業起こし」、「活性化」といった「まちづくりの核」として重要な施策のひと つである。農林業など他産業と連携を図りながら、広域的にも関連させた観光開発に努め る。

施策の展開

1 観光施設の連携と整備

奥大山江府町を代表する観光施設エバーランド奥大山、奥大山スキー場周辺も含めた整備を行い、その他の施設や他地域との連携により広域観光を推進し、エリア全体の観光振興を図ることにより観光客の入込増を図る。

2 産業との連携

江府町内の観光業者間の情報交換等連携を密にし、それらを組織化することにより 観光の活性化と自立を目指し、観光産業の確立を図る。

3 交流観光の推進と情報発信

特色あるイベントを開催し江府町への誘客を図り交流人口の増加を図るとともに、メディア、インターネット等への情報発信を充実する。

江尾十七夜、とっとりバーガーフェスタ、奥大山古道トレッキング等。

4 特色ある観光施策の推進

江府町は農業と自然環境の調和や取り組みを評価され環境王国に認定された。今後、奥大山ブランドを確立し農業、商業と連携した観光施策の推進を図る。

また大山南壁を中心とした景観づくりによる観光施策の推進を図る。

(特産品等の開発と認定制度の確立、駐車場・トイレの整備、観光案内看板の設置等)

5 人材の育成

町内には奥大山古道、木谷沢、毛無山、三平山といったトレッキングのできる自然環境が整っている。また、歴史遺産である江美城跡や、産業遺産である久連発電所跡等、観光資源として活用できるものが数多〈存在している。それらを活用し案内のできる観光ボランティアガイドを育成し、資源の活用と観光客の誘客を図る。

江府町内観光施設

名 称	飲食	宿泊	見学	体験	営業期間	備考
休暇村 奥大山					年中	
鏡ヶ成キャンプ場					5月~11月	休暇村 奥大山に併設
鏡ヶ成スキー場					12月~4月上旬	休暇村 奥大山に併設
エバーランド奥大山					12月~3月中旬	奥大山スキー場に併設
奥大山スキー場					12月~3月中旬	
市民農園 カサラファーム					4月~11月	併設施設に宿泊棟有
奥大山 ブルーベリーファーム					6月~11月	併設施設に喫茶店有
サントリー天然水㈱奥大山ブナの森工場					年中	工場内に見学スペース有

第6節商業

現状と課題

本町の商店は、江尾街内に集中していたが、利用者の減少や高齢化、後継者の不足等により、商店の多くが廃業している。また、小規模商店が多く消費者の要望の変化に応えられていないのが現状である。

自動車の普及等に伴い多様化した消費は、大規模店等魅力ある商店を求めて、米子市を中心とした町外へ流出する傾向にある。 また、通信販売やインターネットなどの普及もあり、販売方法も多様化している。

このような状況において、特に高齢者等の為の生鮮食料品の提供など町内の商店を維持する上で、今後の事業展開が大きな課題となっている。

基本方針

江府町の商業の中心地である江尾駅周辺の購買層は高齢化しており、それに伴い消費者のニーズに合わせた規模、業種、業態の店舗や施設を計画的に配置する。

また、情報の高度利用、新規開業、新商品開発などの取り組みについて支援する体制づくりを行う。また、雇用、地域活性化など産業振興、経済活動への影響の大きい地場産業拡大のための施策に努める。

施策の展開

1 経営の近代化

商工会が実施する商店街づくりのための基盤整備について支援するため、金融補助制度の活用を図る。

経営近代化のための国、県の制度活用と、町独自の金融支援制度の活用を推進していく。

商工会の作成する活性化計画の実現化に対して支援する。

2 商店街の活性化

商店等が集積している江尾駅周辺の中心地域に人が集まり交流できる施設の整備 に努める。

観光施策と連携した地場産業や特産品の振興を図る。

公共交通機関を利用する高齢者への対応として憩いの空間の設置を図る。

(平成19年6月1日現在)

商業統計

		平成14年	平成16年	平成19年	増減 (H14~H19)
事業所数(商業)		40	44	41	1
内訳	卸売業	0	3	3	3
	小売業	40	41	38	2

鳥取県市町村要覧、鳥取県公式ホームページから引用。

第7節 企業誘致と雇用の確保

現状と課題

大山南山麓の御机地内に平成18年4月に誘致企業として、(株)グリーンステージの製氷 工場が操業を開始した。さらに平成20年には、笠良原工業団地にサントリー天然水(株)が 操業を開始し、当初から期待されていた町内の雇用増や工場見学等による観光面での町の イメージアップにも一定の成果をあげている。

これら、企業進出にともなう人口の流入を促進するため、住宅等の生活基盤や企業の物流や人的往来に対応できる道路等のインフラ整備が逼迫した課題となっている。さらに、より波及効果をあげるため、町内雇用の増大につながるような観光・商工業面での有効な施策が必要となっている。

また、小江尾工業団地においては、環境保全型の製造企業や情報系企業などの環境にやさしい企業の進出が期待されている。しかしながら、業種によっては用地の問い合わせもあるものの、企業進出が実現されずに現在に至っており、企業への働きかけや有効活用が必要となっている。

基本方針

江府町のイメージにあった、環境にやさしい企業を今後も誘致できるよう、企業がより進出した〈なるような、環境面やインフラ整備、生活基盤整備を行う。

施策の展開

1. 誘致対策

町の環境イメージアップ

誘致·紹介活動

用地等優良物件の確保

2. 企業誘致関連インフラの整備

物流対策

国道482号、国道181号等の改良 高速道路ICへのアクセス道路の整備 住宅等生活基盤の整備 情報インフラ整備

小江尾工業団地の状況

(単位: m²)

所 在	面積
鳥取県日野郡江府町大字小江尾字古屋敷	28,510

誘致企業の状況

(単位:件)

区分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
誘致企業件数	1		1		

^{*} 件数は、創業を開始したときで区分した。

第8節 情報

現状と課題

国の「デジタル・ディバイド解消戦略」で目標として掲げた、2010年度末までのブロードバンド・ゼロ地域の解消、及び超高速ブロードバンドの世帯カバー率90%達成については、投資効率の悪い条件不利地域の為整備が遅れていたが、2009年度補正予算総務省地域情報通信基盤整備推進交付金と経済対策・公共投資臨時交付金を活用することにより、町内全集落を結ぶ光ケーブル網と各町民宅内への機器を整備し、公設民営方式により民間企業が運営保守を行うことにより、全町をカバーする超高速通信サービスを実現させた。これにより、インターネット等の電気通信については、都市部と変わらないサービス提供を受けることが可能となり、音声告知放送と電話の町内無料通話サービスについても、町が事業者としてサービス提供を行っている。

アナログ放送については、従来一部民放はエリア外とされ視聴に苦労していたが、デジタル放送については、対象となる全ての地上放送が日野局から中継されることとなった。受信が難しい地区については、共同受信施設でデジタル対応できるよう改修を行っており、期限までに町内全ての世帯で地上デジタル放送を受信できる環境を目指している。

携帯電話においては、屋外において何れのサービスも利用できない、一般的に不感地域といわれる地域については解消されている。しかしながらサービス提供事業者によっては利用不可能な地域が残っており、サービスエリアとされていても通信通話の品質が低下し利用できない、あるいは屋内で利用が出来ないといった地区もある。

町業務等のシステム運用については、現在までは機器やシステム・ソフト全てを保有し、 各々保守管理し更新していく場合がほとんどであったが、政府の方針もあり、資産を保有せず、料金制で必要なときに必要なだけ、サービスの提供を受けて利用する形態に変化してきている。

基本方針

- ・研究会等により最新の技術情報を収集し、その活用を検討する。
- ・地域情報通信の利活用交付金等活用し、基盤とサービスの強化と多目化に努め、計画的、 継続的に情報社会への対応と、町民の利便性の向上を目指す。

施策の展開

- ・情報通信基盤を活用し、子供や高齢者を中心とする安心安全なまちづくりを実現する。
- ・情報通信基盤へのサービスや機器の追加計画を策定する。
- ・アナログ放送終了時に受信できない世帯をつくらない。
- ・地域振興や災害防止のため、地上デジタル放送のワンセグやデータ放送を活用する。
- ・携帯電話のサービスエリアについては事業者に拡大と通信環境改善を要望していく。
- ・携帯電話サービスの高度化と携帯端末の今後について情報を収集し活用する。
- ・業務システム等の機器更新については、安全性と経済性について検討し長期計画を策定 する。